

飯豊町議会政治倫理に関する決議

私たち飯豊町議会議員は、町政に関し町民より信託されている代表者であることを改めて自覚し良心と責任感をもって政治活動を行い、町民の信頼に反することがないよう努めなければならぬ。

また選挙は、民主政治の健全な発展の基礎であることを自覚し、公正に行わなければならない。

私たちは、政治倫理を確立し、もって公平で開かれた議会制民主主義の一層の発展に尽力するため次のことを誓うものである。

- 一 議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、政治不信を招くような行動を断ち、高潔性を保持し、町民全体の奉仕者として人格と論理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を行使することのないよう努めなければならない。
- 二 議員の言動の全てが町民の注視の下にあることを銘記し、品位と名誉を損なうような一切の行動を慎み、不正な疑惑の持たれるおそれのある行動をしてはならない。
- 三 町民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することをお本旨とし、特定の利益を追求し公共の利益を損なうことのないよう努めなければならない。
- 四 議員は、常に人格と倫理の向上に努めることを旨とし、その地位を利用していかなる金品の授受をしてはならない。町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を行使するような働きかけ等は一切してはならない。
- 五 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。
- 六 議員は、議員本来の使命と任務の達成のため、積極的に活動するとともに、より明るい明日の生活を願う町民のために、その代表者としてふさわしい高い識見を養わなければならない。

右、議決する。

平成十三年三月十九日

飯豊町議会